

### 資格登録停止措置の概要

- 資格登録停止措置業者名  
東洋シャッター株式会社(大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階)[1000009493]
- 資格登録停止措置の期間  
令和8年5月26日 ~ 令和8年7月6日(6週間)
- 資格登録停止措置の地域  
地域1 名古屋支社が所掌する地域  
地域2 東京支社が所掌する地域
- 事実概要  
当該資格登録者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。
- 資格停止措置理由  
資格登録者である上記事業者が、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結したことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、近畿地方整備局長から監督処分を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第10号(建設業法違反行為)の措置要件に該当する。

#### <資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)